

基発0914第7号

平成29年9月14日

一般社団法人 情報サービス産業協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



平成29年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施について（協力依頼）

最低賃金行政の運営について、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成29年度の地域別最低賃金額の改定については、平成29年8月から9月の間に改定公示のすべてが行われ、平成29年9月30日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定が予定されています。

これら改定された最低賃金額（以下「改定最賃額」という。）については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

については、貴団体におかれましても、傘下の会員等に対し、同封の原稿例を参考に、改定最賃額の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(原稿例)

## 地域別最低賃金額が改定されました

- 都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、9月30日から順次発効します。
- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。
- 最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- 仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（上限50万円）が科せられる場合があります。
- 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金額が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者に向けて、生産性向上を支援する業務改善助成金や最低賃金総合相談支援センターにおける相談等の支援策を設けています。詳細は厚生労働省HPの検索画面又は検索エンジンから「業務改善助成金」で検索して下さい。

### 平成29年度地域別最低賃金改定状況

| 都道府県名 | 時間額【円】 | 発効年月日    | 都道府県名 | 時間額【円】 | 発効年月日     | 都道府県名 | 時間額【円】 | 発効年月日     |
|-------|--------|----------|-------|--------|-----------|-------|--------|-----------|
| 北海道   | 810    | H29.10.1 | 石川    | 781    | H29.10.1  | 岡山    | 781    | H29.10.1  |
| 青森    | 738    | H29.10.6 | 福井    | 778    | H29.10.1  | 広島    | 818    | H29.10.1  |
| 岩手    | 738    | H29.10.1 | 山梨    | 784    | H29.10.14 | 山口    | 777    | H29.10.1  |
| 宮城    | 772    | H29.10.1 | 長野    | 795    | H29.10.1  | 徳島    | 740    | H29.10.5  |
| 秋田    | 738    | H29.10.1 | 岐阜    | 800    | H29.10.1  | 香川    | 766    | H29.10.1  |
| 山形    | 739    | H29.10.6 | 静岡    | 832    | H29.10.4  | 愛媛    | 739    | H29.10.1  |
| 福島    | 748    | H29.10.1 | 愛知    | 871    | H29.10.1  | 高知    | 737    | H29.10.13 |
| 茨城    | 796    | H29.10.1 | 三重    | 820    | H29.10.1  | 福岡    | 789    | H29.10.1  |
| 栃木    | 800    | H29.10.1 | 滋賀    | 813    | H29.10.5  | 佐賀    | 737    | H29.10.6  |
| 群馬    | 783    | H29.10.7 | 京都    | 856    | H29.10.1  | 長崎    | 737    | H29.10.6  |
| 埼玉    | 871    | H29.10.1 | 大阪    | 909    | H29.9.30  | 熊本    | 737    | H29.10.1  |
| 千葉    | 868    | H29.10.1 | 兵庫    | 844    | H29.10.1  | 大分    | 737    | H29.10.1  |
| 東京    | 958    | H29.10.1 | 奈良    | 786    | H29.10.1  | 宮崎    | 737    | H29.10.6  |
| 神奈川   | 956    | H29.10.1 | 和歌山   | 777    | H29.10.1  | 鹿児島   | 737    | H29.10.1  |
| 新潟    | 778    | H29.10.1 | 鳥取    | 738    | H29.10.6  | 沖縄    | 737    | H29.10.1  |
| 富山    | 795    | H29.10.1 | 島根    | 740    | H29.10.1  |       |        |           |





# 中小企業の 生産性向上を 支援します!

最低賃金引上げ支援

中小企業向け

## 業務改善 助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

最低賃金の引上げ額が異なる

5つのコースからチョイスできます。

助成の上限額

### 50万円~200万円

事業場内最低賃金が  
750円未満の事業場で、  
その額を30円以上引き上げた場合

事業場内最低賃金が800円以上  
1000円未満の事業場で、  
その額を120円以上引き上げた場合

生産性要件を満たした場合には、助成率が加算されます。

まずは特設サイトへGOだ!  
アクセス

申請方法や相談窓口となる  
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>





# 最低賃金引上げ支援 業務改善助成金

中小企業向け

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。



## 助成対象

事業場内最低賃金 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象です！

※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

### ●支給までの流れ



## 5つのコースから選べます！

| 事業場内<br>最低賃金の引上げ額 | 助成率  | 助成の上限額 | 助成対象事業場                             |
|-------------------|--|--------|-------------------------------------|
| 30円以上             | 7/10 <sup>(*)</sup><br>(常時使用する労働者数が企業全体で<br>30人以下の事業場は 3/4 <sup>(**)</sup> )<br><br>※生産性要件を満たした場合には<br>3/4 (4/5) | 50万円   | 事業場内最低賃金が<br>750円未満の事業場             |
| 40円以上             |  | 70万円   | 事業場内最低賃金が<br>800円未満の事業場             |
| 60円以上             |  | 100万円  | 事業場内最低賃金が<br>1000円未満の事業場            |
| 90円以上             |  | 150万円  | 事業場内最低賃金が<br>800円以上 1000円未満の<br>事業場 |
| 120円以上            |  | 200万円  |                                     |

助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等をいいます。



## 助成金の対象用途

設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象となります。

### 事例

POSレジシステム導入による在庫管理の短縮／リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮／顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化／専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上／人材育成・教育訓練による業務の効率化

■まずは特設サイトへ！

申請方法や相談窓口となる  
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>





お問い合わせ先

賃金制度設計に関する専門的な相談については、下の各都道府県の最低賃金総合相談支援センターで受け付けています。

最低賃金総合相談支援センターの一覧

| 都道府県 | 所在地   | 電話番号          | 受託団体等名              |
|------|---|---------------|---------------------|
| 北海道  | 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル3階<br>(北海道中小企業団体中央会 本部内) | 0120-67-3110  | 北海道中小企業団体中央会        |
| 青森県  | 青森市青柳2丁目2-6                                     | 0800-800-8667 | 一般社団法人 青森県労働基準協会    |
| 岩手県  | 盛岡市山王町1-1                                       | 0120-198-077  | 岩手県社会保険労務士会         |
| 宮城県  | 仙台市青葉区本町1丁目9-5 五城ビル4F                           | 0120-750-573  | 宮城県社会保険労務士会         |
| 秋田県  | 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階(秋田県社会保険労務士会内)                | 0120-695-783  | 秋田県社会保険労務士会         |
| 山形県  | 山形市七日町三丁目1番9号                                   | 0800-800-9902 | 山形商工会議所             |
| 福島県  | 福島市御山字三本松19-3(福島県社会保険労務士会内)                     | 0120-541-516  | 福島県社会保険労務士会         |
| 茨城県  | 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階                          | 0120-900-224  | 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  |
| 栃木県  | 宇都宮市鶴田町3492-46                                  | 0120-48-5766  | 栃木県社会保険労務士会         |
| 群馬県  | 高崎市上大類町745-10 新井労務管理事務所                         | 0120-028-242  | 群馬人事労務研究会           |
| 埼玉県  | さいたま市浦和区仲町2-16-4 岩井ビル4F A号室                     | 0120-310-394  | 公益社団法人 埼玉県雇用開発協会    |
| 千葉県  | 千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館305                        | 0120-026-210  | 公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会 |
| 東京都  | 千代田区二番町9-8                                      | 0120-311-615  | 公益社団法人 東京労働基準協会連合会  |
| 神奈川県 | 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター2階                      | 0120-641-020  | 公益社団法人 けいしん神奈川      |
| 新潟県  | 新潟市中央区東大通2丁目3-26 プレイス新潟1F                       | 0120-009-229  | 新潟県社会保険労務士会         |
| 富山県  | 富山市総曲輪2-1-3(富山県中小企業団体中央会 内)                     | 0120-108-312  | 富山県中小企業団体中央会        |
| 石川県  | 金沢市尾山町9番13号 金沢商工会議所会館3階                         | 0120-319-339  | 一般社団法人 石川県経営者協会     |
| 福井県  | 福井市二の宮3丁目30番11号                                 | 0120-747-770  | 株式会社 土蔵労働コンサルタント事務所 |
| 山梨県  | 甲府市丸の内2丁目34-1 共栄ビル205号                          | 0120-338-737  | 特定非営利活動法人 花ひらく      |
| 長野県  | 長野市大字中御所字岡田131-10                               | 0800-800-3028 | 長野県中小企業団体中央会        |
| 岐阜県  | 岐阜市藪田東2丁目-11-11                                 | 0120-55-4864  | 岐阜県社会保険労務士会         |
| 静岡県  | 静岡市葵区追手町44-1                                    | 0800-200-5451 | 静岡県中小企業団体中央会        |
| 愛知県  | 名古屋市中区熱田区三本松町3-1 愛知県社会保険労務士会館内                  | 0120-868-604  | 愛知県社会保険労務士会         |
| 三重県  | 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階 三重県経営者協会内                  | 0120-331-266  | 三重県経営者協会            |
| 滋賀県  | 大津市梅林1丁目4-1 プレシヤビル4階 ランゲート(株)滋賀事務所内             | 0120-661-710  | ランゲート株式会社           |
| 京都府  | 京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4階<br>京都府中小企業団体中央会内     | 0120-420-825  | 京都府中小企業団体中央会        |
| 大阪府  | 大阪市北区太融寺町5-15 梅田イーストビル4階                        | 0120-570-937  | ランゲート株式会社           |
| 兵庫県  | 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館3階                     | 0120-340-580  | 兵庫県中小企業団体中央会        |
| 奈良県  | 奈良市西木辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館                       | 0120-414-811  | 奈良県社会保険労務士会         |
| 和歌山県 | 和歌山市北出島1丁目5番46号 和歌山県労働センター1階                    | 0120-731-715  | 和歌山県社会保険労務士協同組合     |
| 鳥取県  | 鳥取市富安1-152 田中ビル1号館4階                            | 0800-200-0311 | 鳥取県社会保険労務士会         |
| 島根県  | 松江市母衣町55-4 島根県商工会館4階                            | 0120-20-2621  | 一般社団法人 島根県経営者協会     |
| 岡山県  | 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所内                         | 0800-200-8751 | 岡山商工会議所             |
| 広島県  | 広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5階                        | 0120-73-0610  | 広島県社会保険労務士会         |
| 山口県  | 山口市中央4丁目5番16号 山口県中小企業団体中央会内                     | 0800-200-0186 | 山口県中小企業団体中央会        |
| 徳島県  | 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階                        | 0120-967-951  | 徳島県社会保険労務士会         |
| 香川県  | 高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階                        | 0800-888-4691 | 香川県経営者協会            |
| 愛媛県  | 松山市萱町4丁目6番地3 愛媛県社会保険労務士会内                       | 0120-932-285  | 愛媛県社会保険労務士会         |
| 高知県  | 高知市棧橋通2丁目8番20号モリタビル2F                           | 0120-321-116  | 高知県社会保険労務士会         |
| 福岡県  | 福岡市博多区博多東2-5-28 博多借成ビル301号                      | 0120-946-617  | 福岡県社会保険労務士会         |
| 佐賀県  | 佐賀市川原町8-27 平和会館1F                               | 0120-603-946  | 佐賀県社会保険労務士会         |
| 長崎県  | 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B                              | 0120-460-468  | 長崎県社会保険労務士会         |
| 熊本県  | 熊本市中央区安政町8-16 村瀬海運ビル7階                          | 0120-45-1124  | 熊本県社会保険労務士会         |
| 大分県  | 大分市東春日町17番20号ソフトパークセンタービル                       | 0120-008-317  | 一般社団法人 大分県中小企業診断士協会 |
| 宮崎県  | 宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1階                               | 0120-947-485  | 宮崎県社会保険労務士会         |
| 鹿児島県 | 鹿児島市新屋敷町16-16                                   | 0120-898-930  | 公益社団法人 鹿児島県労働基準協会   |
| 沖縄県  | 那覇市松山2-1-12 合人社那覇松山ビル6階                         | 0120-420-780  | 沖縄県社会保険労務士会         |